

# 農業経営基盤強化準備金制度を利用した経営拡大

中小企業診断士  
高村 真和

皆さんは、農業経営に活用できる税制・補助金が拡充されていることをご存じでしょうか？  
農業者の減少をくい止めて農業生産基盤を立て直すために、国は従来の個人経営から法人経営への移行を推進しています。そのため、法人と担い手農家向けの税制・補助金を大幅に拡充するなど力を入れています。

農業経営の支援措置として、さまざまな税制・補助金が活用できますが、今回は機械等取得・規模拡大したい方の支援措置の一つである「農業経営基盤強化準備金制度」を紹介し

## 制度について教えてください

この支援措置は2つの利点があります。

①積立額を必要経費や損金に算入できる

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合は、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

②圧縮記帳できる

農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金を取り崩す、または受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の建物・機械等を取付した場合、圧縮記帳できます(注)(図1)。

①②の特別措置を組み合わせることも可能なので、使い勝手がよく、節税効果・経費削減効果が高い制度となっています。農用地や農業用の建物・機械等の金額の高い固定資産を取得する際に効果を発揮します。そ

のため、法人や担い手農家が規模を拡大する場合に便利な施策となっています。本制度は、個人でも認定農業者と認定新規就農者であれば使用できる点も特徴です。

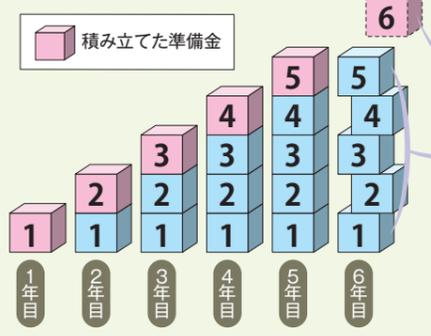
**交付金を投資に振り向け、経営発展!**

**農業用固定資産の取得**  
農用地、農業用の建物・機械等の取得に充てた、以下の金額の合計額の範囲内で**圧縮記帳**  
①準備金取崩  
②その年に受領した交付金の額

**準備金の積立**  
交付金を準備金として積み立てた場合、この積立額の範囲内で  
①個人は必要経費算入  
②法人は損金算入  
(積み立てない交付金は、課税対象)

(注)圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法です。

図1 例)5年間積み立てて、6年目に農地等を取付した場合



※積み立てた翌年(度)から5年を経過した準備金は、順次、総収入金額(益金)に算入され、課税対象となります。ただし、算入された年(度)内に対象固定資産を取得すれば、必要経費(損金)に算入できます。(H21年に積み立てた準備金は、H27年に5年を経過し、H27年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。このため、当該準備金を必要経費に算入するには、H27年末までに、農業経営改善計画に基づき、農用地や農業用機械等を取付する必要があります。)

## 制度の適用を受ける際の留意点は?

次の2点あります。

①証明書の取得が必要

対象となる金額については農林水産大臣の証明書の取得が必要です。この証明・申請手続きについては、地方農政局の地域センター等に申請して取得します。申請は、確定申告(2月16日~3月15日)に間に合

うよう、確定申告の1ヵ月~2週間前には行う必要があります。

②無理のない積立計画  
本制度は所得との関係で必要経費(損金)算入できる限度額があります。計画立案の段階で無理のない範囲で準備金の積立額を設定する必要があります。

## 支援対象は?

①認定農業者(個人・農業生産法人)、②認定新規就農者(個人)、③特定農業法人(認定農業者を除く)が支援の対象となります(図2)。それぞれ、①は農業経営改善計画、②は青年等就農計画、③は農業経営改善計画と同等の計画を作成し、承認を受けることが前提となります。

また、青色申告を行う認定農業者・認定新規就農者が、農業経営改善計画等に、この支援を活用して取得しようとする農業用固定資産が記載されていることも要件となります。

図2 対象となる場合

**交付金**

- ◆認定農業者(農業生産法人)
- ◆特定農業法人
- ◆認定農業者(個人)
- ◆認定新規就農者(個人)

③構成員は対象になりません

※それぞれの農業者が作成する農業経営改善計画等に、この特例を活用して取得しようとする農業用固定資産が記載されていることが要件となります。(新たな農業用固定資産を取得しようとする場合には、事前に計画への記載、承認が必要となります。)

## 交付金はどのように活用されていますか?

経営所得安定対策や水田フル

活用の交付金相当額を農業経営改善計画などに従って積み立て(最長5年間)、機械・農地等を取付する際、次のような取扱いが可能です。

①積立金の損金算入で課税を繰り延べ  
積み立てた各年については、積立金を損金算入(経費算入)することができ、収入から除外することとなるため、積立金については法人税・所得税の課税が繰り延べられる(ただし、交付金の額が限度)。

②取り崩した年も取得額を圧縮記帳  
さらに、取り崩して機械・農地等を取付した年についても、積立金+その年の交付金の額を限度として、機械等の取得額を圧縮記帳(実質非課税)することが可能。

この支援措置は、資本金要件で中小企業経営強化法の支援措置の対象とならない場合や、農業生産法人でも使用可能です。

積立期間中は税負担が軽減されることから、規模拡大を目指す認定農業者が計画的に準備金を積み立て、金額が大きい農用地、農業用建物・機械等を取付することが可能となります。

## まとめ

国は、農業の生産性向上を推進するため、規模拡大する法人や担い手農家に手厚い支援措置を打ち出しています。農業者の経営形態、経営規模はさまざまですから、必要な機械・設備などそれぞれの経営実態に合った制度を無理のない範囲で有効に活用することが望まれます。